

【今回の趣旨】

医学生修学資金貸与者等のキャリア形成に係る内容について、学生期間等を通じてその意思を継続することができるよう、新たに「キャリア形成卒前支援プラン」を策定する必要があるため、地域医療対策協議会で協議いただきたい。

1 概要

地域卒卒業医師等のキャリア形成プログラムの運用方法を定める「キャリア形成プログラム運用指針（H30.7.25 医政発 0725 第 17 号）（以下「運用指針」という。）が令和3年12月1日に改正された。

この改正により、地域医療に従事することを希望する者が、学生期間等を通じてその意思を継続することができるよう、「キャリア形成卒前支援プラン」（以下「卒前支援プラン」という。）を策定し、学生の地域医療マインド涵養のために、地域医療に関する実習や講義の支援等を行うことされた。

2 卒前支援プランの対象者

①地域卒で入学した学生

⇒ 信州大学、東京医科歯科大学の地域卒入学者（医学生修学資金貸与必須の者） ←

②従事要件がある地元出身者卒で入学した学生

⇒ 本県該当なし

③自治医科大学の学生

⇒ 自治医科大学入学者

医学生修学資金貸与者として整理

④その他キャリア形成プログラムの適用について同意した学生

⇒ 医学生修学資金一般枠貸与者 ←

3 「卒前支援プラン」作成の方向性について

○医学生修学資金貸与者

本県では、信州医師確保総合支援センターにおいて、以前から医学生修学資金貸与者向けに地域医療マインド涵養のための研修会等を実施しているため、その内容を卒前支援プランとして位置づけることとする。

○自治医科大学入学者

地域医療の維持に貢献する人材を育成するという大学としてのミッションがあるので、今回のプランにおいては、本県の医療の現状を知ってもらう機会の創出と義務年限中の勤務に対する不安を払拭する内容とする。

なお、今までも1～5年次には毎年夏期実習を行っているので、それを中心にプランを作成する。

4 卒前プランの素案

○医学生修学資金貸与者用 … 資料3-2

○自治医科大学入学者用 … 資料3-3

案

作成日 令和4年 月 日

長野県医学生修学資金貸与者キャリア形成卒前支援プラン 及びキャリア形成プログラム

1. 概要

大学在学中に長野県医学生修学資金の貸与を受け、卒業後に長野県内の医療機関において一定期間の従事要件がある者が、大学在学中から従事要件が課せられている期間までの、能力開発及び向上を図るために定めるものである。

2. 対象者

長野県医学生修学資金の貸与を受けた者

新たに策定するプラン
(今回の協議事項)

3. キャリア形成卒前支援プラン

(1) 目的

地域医療へ貢献する意思を有する学生に対し、地域医療や将来の職業選択に対する意識の涵養を図り、対象学生が学生の期間を通じて、地域医療に貢献するキャリアを描けるように支援をすることを目的としている。

(2) 内容

別紙1 長野県医学生修学資金貸与者 卒前支援プラン

4. キャリア形成プログラム

既に策定済みのもの

(1) 目的

医療法及び医師法の一部を改正する法律（平成30年法律第79号。以下「改正法」という。）により、医療法（昭和23年法律205号）第30条の23第2項第1号に規定された、医師の確保を特に図るべき区域における医師の確保に資するとともに、医師の確保を特に図るべき区域に派遣される医師の能力開発及び向上を図ることを目的としている。

(2) 内容（いずれかのプログラムを適用する。）

キャリア形成プログラム①

キャリア形成プログラム②（産婦人科等、知事が特に必要と認める診療科）

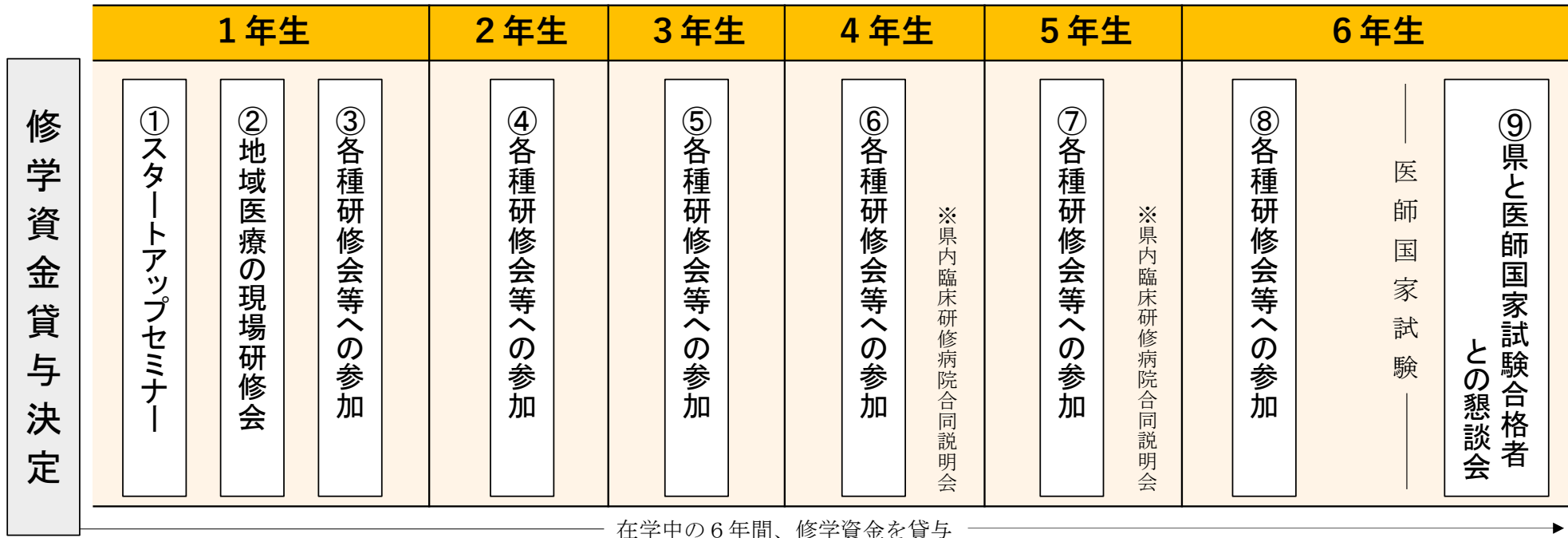
※添付は省略してあります。

5. 留意事項等

- 長野県医学生修学資金の貸与を受けることに同意した者は、キャリア形成卒前支援プラン及びキャリア形成プログラムの適用を受けることに同意したこととして扱う。

長野県医学生修学資金貸与者 卒前支援プラン

※大学1年生から貸与を受けた場合



キャリア形成プログラムへ

③～⑧の各種研修会等

信州医師確保総合支援センターが毎年度企画する下記の研修会等を指す。

【主要研修等】 夏季交流会(8月)、秋季研修会(10月)、春季研修会(3月) ※少なくとも1つに参加

【その他研修会等】 女性医師キャリア形成支援イベント、多職種協働研修会、ブラッシュアップセミナー 等

※研修等の詳細については、毎年度、対象者に通知

他に、年1回、信州医師確保総合支援センター専任医師(担当者)と面談を実施

長野県自治医科大学キャリア形成卒前支援プラン 及びキャリア形成プログラム

1. 概要

自治医科大学入学者として、卒業後に長野県内の医療機関において一定期間の従事要件がある者が、大学在学中から従事要件が課せられている期間までの、能力開発及び向上を図るために定めるものである。

2. 対象者

自治医科大学に入学した者

新たに策定するプラン
(今回の協議事項)

3. キャリア形成卒前支援プラン

(1) 目的

地域医療へ貢献する意思を有する学生に対し、地域医療や将来の職業選択に対する意識の涵養を図り、対象学生が学生の期間を通じて、地域医療に貢献するキャリアを描けるように支援をすることを目的としている。

(2) 内容

別紙1 自治医科大学長野県学生卒前支援プラン

4. キャリア形成プログラム

(1) 目的

既に策定済みのもの

医療法及び医師法の一部を改正する法律（平成30年法律第79号。以下「改正法」という。）により、医療法（昭和23年法律205号）第30条の23第2項第1号に規定された、医師の確保を特に図るべき区域における医師の確保に資するとともに、医師の確保を特に図るべき区域に派遣される医師の能力開発及び向上を図ることを目的としている。

(2) 内容

キャリア形成プログラム（自治医科大学卒医師）

※添付は省略してあります。

5. 留意事項等

- 自治医科大学に入学することに同意した者は、本プログラムの適用を受けることに同意したこととして扱う。

自治医科大学長野県学生 卒前支援プラン

入学前 (入学手続き日)	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生
①キャリア形成プログラム説明	②夏期研修	③夏期研修	④夏期研修	⑤夏期研修	⑥夏期研修	⑦義務年限中医師との懇談 — 医師国家試験 —



キャリア形成プログラムへ

○夏期研修

長野県内の病院等で見学・実習等を行い、長野県の医療の現状を学ぶ機会とする。

○義務年限中医師との懇談

初期臨床研修先である信州医療センターで義務年限1～2年目の医師(臨床研修中)と懇談し、卒業後の臨床研修の状況等を聞くことで、義務年限前半の勤務について知ってもらう機会とする。